

広島県告示第九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年二月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

| 区域の名称 | 所在 地 |
|----------------|-----------------|
| 小田山川左四（七三二二隣e） | 広島県東広島市八本松町吉川地内 |
| 土砂災害警戒区域 | 広島県東広島市八本松町吉川地内 |
| 土石流 | 表 区 域 示 の |
| 自然現象の種類 | 自然現象の種類 |
| 因となる原因の発生原 | 因となる原因の発生原 |
| 土砂災害 | 土砂災害 |
| 自然現象の種類 | 自然現象の種類 |
| 因となる原因の発生原 | 因となる原因の発生原 |
| 土砂災害 | 土砂災害 |
| 自然現象の種類 | 自然現象の種類 |
| 因となる原因の発生原 | 因となる原因の発生原 |
| 土砂災害 | 土砂災害 |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。